「富山県医師確保計画」の概要について

1 計画策定の趣旨

平成30 (2018) 年7月に医療法及び医師法の一部が改正され、医療計画に定める事項に、医師の確保に関する事項(医師確保計画)が追加されたことから、国のガイドラインに基づき策定するもの。

全国ベースで三次医療圏ごと及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した「医師偏在指標」が厚生労働省において算出され、これに基づき、都道府県が医師少数区域・医師多数区域等を設定し、①医師確保の方針、②確保すべき目標医師数、③目標医師数を達成するための施策、という一連の方策を定め、医師少数区域等における医師の確保を行い偏在是正につなげていくもの。

2 計画期間

令和2 (2020) 年度から令和5 (2023) 年度までの4年間 (令和6 (2024) 年度以降は3年ごとに見直しを行う。)

3 計画の概要

(1) 新たな医師偏在指標

- ・従来、一般的に指標としてきた「人口10万人対医師数」に、地域の医師の年齢や、地域住民の年齢、患者の流出入等を加味し、厚生労働省が医師偏在指標を算出
- ・国のガイドラインでは、医師偏在指標の上位1/3を「医師多数区域」、下位1/3を「医師少数 区域」と設定することとされた。新川・高岡・砺波医療圏は、下位1/3ではないものの相対的 に医師が不足していることなどから、医師の確保を特に図ることとする。

都道府県・ 医療圏	医師数(人)	医師偏在指標	全国順位	区分
富山県	2, 671	220. 9	30/47	医師多数でも少数でもない県
新川医療圏	245	183. 2	152/335	医師多数でも少数でもない区域
富山医療圏	1, 509	263. 2	53/335	医師多数区域
高岡医療圏	639	187. 7	138/335	医師多数でも少数でもない区域
砺波医療圏	278	178. 7	164/335	医師多数でも少数でもない区域

(2) 医師確保のための施策

県全体での医師の充足を目指して、引き続き、総合的な医師確保対策に積極的に取り組む。

① 短期的施策

- キャリア形成プログラムの策定・運用等
- 特別枠卒業医師等の定着支援及び派遣調整
- ・ 医師の働き方改革を踏まえた勤務環境改善支援
- 自治医科大学卒業医師の派遣

② 中長期的施策

- ・ 令和2 (2020) 年度、令和3 (2021) 年度の特別枠の定員の確保
- ・ 令和4 (2022) 年度以降の医学部特別枠の定員については、今後国が新たに行う医師の 需給推計等を踏まえて検討

(3) 産科・小児科に限定した医師確保計画

産科・小児科について、政策医療の観点などから、個別に医師偏在指標が示されており、全体計画とは別に産科・小児科に限定した計画を定める。